

お客様各位

令和2年4月10日
株式会社ダーウィン
株式会社ダーウィンプラス

緊急事態宣言下の不動産部門営業活動について

平素は格別のご高配を賜りありがとうございます。

この度の政府からの緊急事態宣言による外出自粛要請を受け、弊社におきましても、ご関係の皆様及び弊社従業員の感染リスクを鑑み、首都圏流通推進事業部の営業活動について以下の通り対応いたします。

現状況下、ご契約その他予定している日程等について変更をお願いする可能性がございますので、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1、IT重説、IT相談、電話相談の活用

オンラインシステム（Web会議）を使用した、オンライン相談や、電話での相談システムを拡充いたします。

2、立ち合い（面談）が必要な場合、以下の点に配慮し対応いたします。

ご関係の皆様におかれましてもご協力賜りますようお願い申し上げます。

1、マスクの着用

2、3密を避ける（密閉、密集、密接）

3、換気を行う

4、短時間での対応（30分程度）

5、最小限の人数での対応

ご面談を要する場合は、お客様の渡航歴やご健康状態などお伺いさせていただきます。

高齢者やお子さまのご同席はお控えください。

以上